

令和6（2024）年2月29日開催

令和5年度

柏崎市農業委員会 第25期 第9回議事録

柏崎市農業委員会

## 柏崎市農業委員会 第25期 第9回総会 議事録

- 1 日 時 令和6（2024）年2月29日（木）
- 2 場 所 市役所4階 4-3及び4-4会議室
- 3 議 案 議第1号 農地法第3条許可申請について  
議第2号 農地法第4条許可申請について  
議第3号 農地法第5条事業計画変更承認申請について  
議第4号 農地法第5条許可申請について  
議第5号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更に  
ついて  
報第1号 和解の仲介について
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午後1時30分

山崎事務局長

これより、第9回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第2条の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。同規則第4条により、会長が議長となります。

議長

それでは、総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

山崎事務局長

委員数は18人です。欠席報告2人。現在の出席委員数は16人で、過半数であることを報告いたします。

議長

ただ今の事務局の報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

次に、柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を議長が指名することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

それでは、10番 駒野 博実委員、11番 月橋 明日香委員の2人を議事録署名委員に

指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について」、申請番号 1 の案件が、農業委員 ○○  
○○委員に関する案件でありますので、○○委員の退席を求めます。

－ ○○委員退席 －

議長

それでは、事務局の説明を求めます。

吉田主事

議案書 1 ページを御覧ください。議第 1 号 農地法第 3 条許可の申請番号 1 について、  
御説明いたします。

申請番号 1 安田地内、田、99 m<sup>2</sup>。自作地の売買。経営規模拡大。○○○円です。

審査結果の 1 ページを御覧ください。案件である申請番号 1 について、地区担当の委員、  
事務局の大橋係長、吉田主事が現地調査を行いました。審査の結果、農地法第 3 条第 2 項  
各号に規定する「不許可例示条項」第 1 号から第 6 号までに該当しないため、許可要件の  
すべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませ  
んか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請番号 1 の申請案件を許可処分と決定す  
ることに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号 申請番号 1 の申請案件を許可処分と決定いたします。退席を求めました○○  
委員の入室を求めます。

－ ○○委員入室 －

議長

○○委員に退席を求めましたが、申請番号 1 の案件は許可処分と決定いたしました。

議長

続いて、議第 1 号 申請番号 2 から 7 までの案件について、事務局の説明を求めます。

吉田主事

議案書 1 ページを御覧ください。議第 1 号 農地法第 3 条許可の申請番号 2 から 7 について、御説明いたします。

申請番号 2 三島町地内、2 筆、畑、計 222 m<sup>2</sup>。自作地の売買。新規就農。〇〇〇円です。

申請番号 3 安田地内、10 筆、田及び畑、計 2,837 m<sup>2</sup>。自作地の売買。新規就農。〇〇〇円から〇〇〇円です。

本件につきましては、20 a を超える新規の農地取得ですが、本人、妻、妻の両親の 4 人で農作業を行う予定です。妻の両親は、以前から申請地で花、野菜の栽培や除草などの管理をしており、本人は両親のもとで 3 年間手伝いをしていたとのこと。耕運機 1 台、草刈り機 2 台を所有しています。田植え機やコンバインは当面の間は借用予定です。

申請番号 4 安田地内、畑、33 m<sup>2</sup>。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号 5 安田地内、2 筆、畑、計 187 m<sup>2</sup>。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号 6 安田地内、畑、52 m<sup>2</sup>。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

裏面 2 ページを御覧ください。

申請番号 7 安田地内、畑、16 m<sup>2</sup>。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

審査結果の 1 ページを御覧ください。案件である申請番号 2 から 7 について、それぞれ地区担当や近隣地区担当の委員、事務局の大橋係長、和田主任、吉田主事が現地調査を行いました。審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する「不許可例示条項」第 1 号から第 6 号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

— 議長との声あり —

No.6 内山 正和農業委員

申請番号 5 及び 7 の受人の住所が一緒ですが、同じ世帯で経営が分かれているということでしょうか。

吉田主事

申請番号 4 及び 5 と申請番号 6 及び 7 の受人は同じ世帯であり、経営は一緒になります

が、所有権を移転する名義人が異なることとなります。

No.6 内山 正和農業委員

耕作する際「営農計画書」を提出しており、世帯で一緒に計画を提出するものだと認識しています。農業委員会の台帳上の所有者は各々で管理し、経営は世帯で管理されているという認識でよろしいのでしょうか。

吉田主事

農業委員会で管理している農地台帳では、同じ世帯であれば同じ経営として管理しております。農地の所有者は別々にしたいとのことでしたので、別々の申請となっております。

No.3 安野 検一農業委員

親子で所有を別々にしたいということでしょうか。

吉田主事

その通りです。息子さんは現在大学生であり、今後のことを考えた中で、この度の農地については所有することを希望したとのことでした。

No.6 内山 正和農業委員

分かりました。

議長

ほかに、御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第1号の申請番号2から7までの申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第1号 申請番号2から7までの申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第2号 農地法第4条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

議案の御説明をさせていただく前に、前回1月31日の総会で安野委員からいただいた御質問について、回答をさせていただきます。

御質問の内容は、前回の総会の議案である「議第2号 農地法第4条許可申請」の申請番号2 比角二丁目地内における通路を目的とした転用許可申請に関連し、「申請地の北側の通路も転用許可は出ているか」という御質問でございます。

事務局の方で確認をしたところ、申請地の北側は、比角二丁目地内の2筆となっており、元々畑でしたが、昭和63年5月23日付けで道路を目的とした農地法第4条許可が出ておりましたので、回答とさせていただきます。

では、本日の議案の御説明をさせていただきます。議案書3ページを御覧ください。議第2号 農地法第4条許可申請について、御説明いたします。

申請番号1 春日三丁目地内、田、304㎡。一般個人住宅。第3種でございます。

申請番号2 春日二丁目地内、畑、657㎡。一般個人住宅。第3種でございます。

申請地につきましては、昭和56年頃から申請者の亡き父母の住宅の敷地として利用されていたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

申請番号3 長浜町地内、畑、128㎡。宅地の拡張。第3種でございます。本件につきまして、申請者は申請地に隣接する貸住宅を所有しており、入居者が申請地を庭や家庭菜園として利用できるよう宅地を拡張するものです。

申請番号4 東本町三丁目地内、畑、519㎡。集合住宅。第3種でございます。

申請地につきましては、平成6年頃に申請者の亡き祖父が集合住宅を建築し、以降、宅地として利用されていることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の3ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第2号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 4 ページを御覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条 事業計画変更承認申請について、御説明いたします。

申請番号 1 旧広田地内、畑、236.23 m<sup>2</sup>。送電線鉄塔建替工事に伴う工事用地に係る一時転用。第 2 種でございます。

申請内容につきましては、一時転用期間の終期を、令和 6 年 2 月 29 日から令和 6 年 8 月 31 日に延長するものです。終期の延長の理由につきましては、工事用車両の通行に起因する運搬路の破損が確認され、補修作業を行ったことにより予定工期内での工事完了が困難となったためです。

申請番号 2 旧広田地内、2 筆、畑、計 1080.01 m<sup>2</sup>。送電線鉄塔建替工事に伴う工事用地に係る一時転用。第 2 種でございます。

申請内容につきましては、一時転用期間の終期を、令和 6 年 2 月 29 日から令和 7 年 2 月 28 日に延長するものです。終期の延長の理由につきましては、当初、申請地を令和 5 年度分の鉄塔建替え工事にのみ利用する予定でしたが、令和 6 年度分の鉄塔建替え工事にも引き続き利用することとなったためです。

申請番号 1 及び申請番号 2 とともに、本総会において事業計画変更が承認された場合、その承認日は、他の転用案件の許可日と同様に来月 3 月 8 日となります。当初の一時転用期間が申請番号 1 及び申請番号 2 とともに、本日 2 月 29 日までであり、承認日となる 3 月 8 日までの間が未承認の期間となることから、申請者から申請が遅れたことに対する始末書の提出を受けております。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の 4 ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 議長との声あり －

No.6 内山 正和農業委員

未承認の期間が生じ始末書の提出となったとのことですが、この案件については、公共的な工事と認識しますが、許可日を遡ることは可能でしょうか。また、この案件の許可に係るスケジュールを教えてください。

大橋係長

申請日については、2月8日付けで提出されております。許可に係るスケジュールは、ほか案件と同様に、通常毎月10日を申請締切とし、翌月の10日が許可日となっております。10日が閉庁日の場合は前日が締切となり、約一か月の期間があります。

この案件に関しては、公共的な工事であること及び緊急的な状況を踏まえて、未承認期間が発生しますが、理由を記載した始末書を提出した上で審議をお願いしたいものです。

許可日については通常の対応と同様とし、早める対応は行ってはおりません。

No.6 内山 正和農業委員

行政の都合として一定の期間がないと許可できないということでしょうか。他の農業委員会では、承認するための期間が短いと聞いたことがあるのですがいかがでしょうか。

大橋係長

申請を受け付けてから書類の審査及び書類の作成等で一定の期間は必要となります。事務局の限られた人員での対応となりますので、許可に至るまでには、一定期間が必要となることを御理解ください。

No.6 内山 正和農業委員

分かりました。

議長

ほかに、御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第3号の申請案件を承認処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第3号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 5 ページを御覧ください。議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について、御説明いたします。

申請番号 1 桜木町地内、8 筆、田及び畑、計 2,916 m<sup>2</sup>。集合住宅及び貸駐車場。第 3 種でございます。

本件につきまして、受人が集合住宅及び貸駐車場の経営を行い、申請地内を通路で往来することで一体利用する計画となっております。

申請番号 2 下大新田地内、田、923 m<sup>2</sup>。ガス管、トラス橋塗装工事に伴う仮設事務所、資材置場、駐車場に係る一時転用。農業振興地域における農用地区域でございます。

申請番号 3 吉井地内、4 筆、田、計 385 m<sup>2</sup>。ガス管、トラス橋塗装工事に伴う仮設事務所、資材置場、駐車場に係る一時転用。農業振興地域における農用地区域でございます。

申請番号 4 平井地内、4 筆、田、計 1,003 m<sup>2</sup>。資材置場。第 3 種でございます。

受人につきまして、ほ場整備、その他土木建設工事を行っており、既存の資材置場では必要面積を確保できないことから、使用貸借権の設定により申請地を借り受け、利用する計画となっております。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 5 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 4 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について」、事務局の報告を求めます。

和田主任

議案書 6 ページを御覧ください。議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について、御説明いたします。

1、事業の区分、利用権設定等促進事業。2、権利の種類、賃借権。3、利用権の設定・移転の別、移転。4、権利の移転日、令和 6 年（2024）年 3 月 20 日。5、権利の終了日、明細表に記載のとおり。6、対象農地の面積、賃借権（一般分）、田（1 筆）1, 642 m<sup>2</sup>。7、関係人の数、受人 1 人、渡人 1 人、所有者 1 人。8、計画変更の理由、明細表に記載のとおり。9、実施地区、柏崎市。10、公告予定年月日、令和 6 年（2024）年 3 月 19 日。

農用地利用集積計画の明細は 7 ページを御覧ください。御承認を得られれば、3 月 19 日を公告の予定日とし、権利の開始については 3 月 20 日を予定しています。

説明は、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 5 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

続いて、「報第 1 号 和解の仲介について」事務局の報告を求めます。

和田主任

報第 1 号 和解の仲介について御報告いたします。配布の資料はありません。口頭での報告となります。

令和 5 年（2023 年）10 月 25 日及び 26 日付けで、柏崎市農業委員会和解の仲介に関する規程による申立てが提出され、〇〇農業委員、〇〇農業委員、〇〇農業委員の 3 名が仲介委員として、同年 10 月 30 日から仲介に着手いたしました。その後、6 回に渡って仲介委員会を開催してきましたところ、和解が成立いたしましたので、その経過の概要及び結果を報告いたします。

なお、個人情報の保護を図る観点から、仲介の当事者の住所及び氏名、紛争に係る土地の所在地、事件内容の詳細は割愛させていただきますので御了承ください。

事件名は「令和5年(2023年)仲介第1号利用権存続期間満了に伴う目的物返還等事件」です。申立ての内容については、農地の賃貸借契約満了において、農地の取扱いの調整を求めることを趣旨としたものです。

仲介委員として、〇〇農業委員、〇〇農業委員、〇〇農業委員の3人が会長から指名され、3人の互選によって仲介主任に〇〇農業委員が選任されました。

仲介委員会を令和5年11月から翌年2月までにかけ6回開催しました。申立人から申立ての趣旨を聞き取りし、法令及び現地の状況等を考慮した上で和解案を作成し、この間、市の法務担当及び顧問弁護士からも助言をいただきました。結果、申立人及び被申立人全員から和解提案書に合意を得られたことから、令和6年(2024年)2月16日の仲介委員会にて、仲介委員及び当事者三者が和解調書に調印を行い、和解の仲介に関する規程第11条に基づき、和解の成立となりました。

また、同日、農業委員会会長及び新潟県知事に、和解の仲介結果の報告を行っております。

以上が、和解の仲介委員会の報告となります。

議長

ただ今の事務局からの報告をふまえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

— 議長との声あり —

No.16 灰野 善栄農業委員

利用権の種類を教えてください。

和田主任

農地利用円滑化事業による利用権となります。

No.16 灰野 善栄農業委員

分かりました。紛争の原因を教えてください。

和田主任

賃貸借の契約を終えた後の農地の取扱いについて、三者の意見が合わなかったことから和解の仲介の申立てとなりました。

No.16 灰野 善栄農業委員

分かりました。

No.6 内山 正和農業委員

個人情報の保護を図る観点ということから、説明の内容に省略させている部分が多くあり、ほぼ理解できませんでした。農業委員はこの内容を知ることはできないのでしょうか。

和田主任

和解の仲介に関する規程第7条の規定により、仲介委員会は非公開となっております。

また、農地法関係事務に係る処理基準第10条により、和解が成立した場合には、その経過及び結果を農業委員会に報告することとなっていることから、このような報告とさせていただきます。

No.6 内山 正和農業委員

そうであれば、和解の仲介の申立てがあり成立したという報告でよいのではないのでしょうか。

山崎事務局長

内山農業委員の言われる報告でも成立しますが、事務局としては、法律、規則を踏まえた上でお伝えできる詳しい説明をするのも役割だと考えております。この度の報告についても、仲介委員及び事務局で考慮した内容となりますので御理解をお願いします。

No.16 灰野 善栄農業委員

仲介委員の議事録については、情報公開条例に基づく公開請求には対応しておりますでしょうか。

和田主任

情報公開請求の規定による請求であれば対象になります。

No.16 灰野 善栄農業委員

分かりました。

議長

ほかに、御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。報第1号の報告を終了します。

議長

それでは、その他の事項を事務局からお願いします。

山崎事務局長

(その他連絡事項)

議長

以上で、本日の日程は終了しました。

閉会 午後2時40分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_